

大分県報

令和四年
号外（七三）
十一月四日

（金曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則の一部改正……………一
大分県会計規則の一部改正……………一

規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十七号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第一号中「歳入を納付しようとする指定金融機関若しくは収納代理金融機関又は金銭出納員の所属する事務所の取引店（金銭出納員が旅行先で受領して払い込む場合は、当該払込みをする指定金融機関）が加入している手形交換所の交換取扱地域内」を「全国の区域」に改める。

第二十七号様式の注を注1とし、同様式の注に次のように加える。

- 令和四年12月31日後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税に係る更正請求書として用いる場合には、「更正前の課税標準税額等」の欄中「課税標準」は記載せず、「税額」には、納付し、又は納付すべき税額を記載してください。

附則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十七号様式の改正規定は、令和四年

十二月三十一日から施行する。

（改正前の大分県税条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）

- 改正前の大分県税条例施行規則第二十七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第四十八号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「以下本条」を「次項」に、「歳入を納付しようとする指定金融機関等又は会計管理者等及び金銭出納員の所属する本庁等若しくはかいの所在地を所轄する指定金融機関（会計管理者等及び金銭出納員が旅行先で受領して払い込む場合は、当該払込みをする指定金融機関等）の支店が加入している手形交換所の交換取扱地域内」を「全国の区域」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、公共料金明細事前通知サービス（指定金融機関が支払の期日前に口座振替に係る額等の情報を通知するサービスをいう。）による通知を受けて自動口座振替の方法により支払をする経費については、会計管理局会計課長を資金前渡職員に充てる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。